

【国際家族法研究会シリーズ5】

エリザベス パンガラマンガ

渉外的婚姻および渉外離婚における 抵触法上の諸問題

長田真里 (訳)

家族法領域は、国家の政策から切り離すことの困難な実体法領域であり、しばしば、その社会により、高く維持される価値や、それ以上のものにしっかりとつなぎとめられている。それでも人々は、法の潜在的な重要性や、自らの行動の結果に、思いを十分にいたすことなく、家族関係を始めるのである。私的で個人的な関係ではあるが、いったん家族関係が形成されると、深刻で永続的な、個人的および社会的関係が生じてくる。この強力な配合により、家族法は、抵触法的観点から研究する際の、もっとも複雑かつチャレンジングなテーマとなっているのである。

A. 婚姻

フィリピン家族法は婚姻について次のように規定している。

第1条「婚姻は、婚姻生活および家族生活の創設についての法に則って開始される、男女間の恒久的な結合という特別な契約である。これは家族の創設であると同時に不可侵な社会制度の創設であり、その性質、効果および付随事項は法により規律され、当事者の合意に服することはない。ただし、本法により規定される範囲内での、婚姻中における財産関係を画定する夫婦間財産合意についてはこの限りではない。」

婚姻は2個人間の合意というだけではなく、国家が保護する利益を有している制度でもある。フィリピン憲法15条第2項は婚姻を「不可侵な社会制度」であり、国家が保護する義務を有している家族の基礎をなすものである、としている¹⁾。

婚姻に安定性をもたらすために、フィリピン法は婚姻の有効性の推定規定をおいている。民法220条は以下のように規定する。

「何らかの疑義がある場合には、すべての推定は家族の連帯に有利になされる。従って、法の真意や事実は、すべて、婚姻の有効性、婚姻の永続性、子の嫡出性、婚姻中の夫婦共有財産、子供に対する親の権限、および不法な侵害があった場合における家族の構成員の防御の有効性に偏する。」

ADONG v. CHEONG SENG GEE 事件²⁾では、中国出身の Cheong Boo がフィリピンで亡くなった。彼の財産に対して、一方では Cheong Boo と Tan Dit との中国での婚姻による嫡出子であると主張する Cheong Seng Gee が、その権利を主張し、もう一方では、フィリピンで1年後に Cheong Boo と適法に婚姻していたと主張する Mora Adong が、その権利を主張した。争点は、中国で挙行され、主として婚姻証書 (matrimonial letter) なる書面により証明される婚姻が、フィリピンで有効か否かであった。もし有効であるならば、それは後婚にとっての婚姻障碍となる。フィリピン最高裁判所は、「この礼譲条項に従って外国での婚姻を有効なものとするには、まず、外国法の存在を証明することが必要である。」とした。しかし、Cheong は中国婚姻法の内容について何らの証言もしていなかった。その代わ

1) 家族に関する自国の政策に関する憲法 Art. XV, Secs. 1, 3(1)-(4), 4 および Art. II, Sec. 112 も参照せよ。

2) 43 Phil. 43 (1922)

り、裁判所は、Adong と Boo は、男と女とが一緒に生活することを婚姻であるとするならば、婚姻していたと推定されたとした。この推定は、婚姻障碍の存在を蓋然的に確信できるほど明確で、強力かつはっきりとした証拠に基づいてのみ覆されうる。

これらの一般原則は、家族の連帯を支え、裁判所を判断決定へと導き、家族を保護するという国家の至上利益を擁護する。これらの規定の重要性は、家族の権利、義務、地位、要件および能力の問題についての準拠法として本国法を指定する民法15条と並置されたときに、実現されるのである。したがって、婚姻に関するフィリピン法はフィリピン国民がフィリピンに住所を有しているか否かを問わず、フィリピン国民に適用されるのである。

1. 婚姻の外在的有効性

抵触法規則は、婚姻の外在的有効性と内在的有効性とを区別する。婚姻の外在的有効性の問題は、一般規則として、挙行地法による。家族法26条に規定される挙行地法原則は「フィリピン国外で挙行された婚姻で、挙行地国において有効な法に従い、そこで有効とされる婚姻はすべてフィリピンにおいても有効とされる。」とする。問題とされている婚姻の瑕疵が方式、もしくは「当事者、あるいは第三者特に官憲により要求される外的な行為であって法的に有効な婚姻の成立に必要なもの」に関連している場合には、その外在的有効性は問題となる。

国家間の礼讓の結果、国家は、挙行地で規定されている方式に則って挙行されたいかなる婚姻をも、有効なものとして承認する。フィリピンにおいては、婚姻の形式的成立要件は家族法3条に規定されている。

「1. 挙行官吏の権限

2. 有効な婚姻許可書および

3. 婚姻の挙行が婚姻当事者出席のもと、挙行官吏の面前で執り行われ、

当事者の互いを配偶者とする宣言が二人以上の成年者の承認がいる場所となされていること」

婚姻の形式的要件は、婚姻の挙行地法によって規律され、フィリピン手続法に従い、挙行地法の内容を証明する証拠が、裁判所に提出されなければならない。証拠が提出されない場合には、外国法について訴答もしくは証明が出来なかったときには、準拠外国法の内容は、その点において、フィリピン法と同じであると推定するという「訴訟上の推定」を、裁判所は、適用することになる。このことは、Wong Woo Yu v. Vivo³⁾事件において、最もよく例証されている。Wong は、中国で村長により挙行された結婚式で婚姻した、Perfecto Blas という彼女の夫と一緒に住むために、フィリピンに來たと宣言した。彼女が Perfecto と婚姻したことを示す書証が何ら存在していなかったため、この婚姻は否定された。挙行官吏の権限は、挙行地法により要求される婚姻の形式的要件であることに注意が必要である。中国法が村長に婚姻を挙行する権限を与えているのであれば婚姻は有効である。しかしながら、外国法はフィリピン手続法に則って主張され立証されなければならない。裁判所は「この主張にはいかなる有効性も認められない。なぜならば中国の婚姻法に関する何らの証拠も提出されていないからである。このような状況では、外国法の証明がないときには、その内容は我が国の法と同じであると推定しなければならないという一般原則を、適用しなければならない。我が国の法は、法により規定されている官吏のうちのいずれかにより、挙行された婚姻のみを認めているのであり、村長はそこでの官吏には含まれていないということからして、原告の婚姻は仮にそれが本当のものであったとしても、フィリピンにおいては承認され得ないことは明白である。」と判断した。この点についての抵触法は「手続的推定」であり、これは、外国法の主張もしくは立証を失敗した場合には、フィリピン裁判所は準拠外国法の内容がこの

3) 13 SCRA 552 (1965)

点に関するフィリピン法と同じであると推定するであろうというものである。

領事館で挙行された婚姻の挙行地はどこなのであろうか。婚姻の有効性に関するハーグ条約第9条は、外交官もしくは領事館員によりその国の法に従い挙行された婚姻は有効である。ただし、挙行地国により禁じられている場合にはこの限りではないと規定している。

フィリピン法は、フィリピン法の求める形式的要件および内在的な要件が備わっている場合に限り、フィリピン国籍者がフィリピン総領事、領事あるいは副領事の下で婚姻することを認めている。フィリピン法の下での、有効な婚姻許可証、適正な公告と登録という要件は満たされなければならない。フィリピン国民と外国人との婚姻は、当該外国人が自国法の婚姻要件を満たしている場合に限り、フィリピン総領事、領事および副領事により挙行されうる。さらに、この外国人は、自国の外交官事務所もしくは領事館により発行された、婚姻締結能力がある旨の証明書を出さなければならない。無国籍者もしくは他国からの難民は、能力証明書の代わりに、婚姻締結能力があることを示す状況を述べる宣誓供述書を出さなければならない⁴⁾。それにより、事実上ほとんどすべての場合に、婚姻はフィリピンにおいて挙行される。

挙行地法主義については例外がある（71条）。たとえば、外国でなされた婚姻が当該外国では有効であっても、以下の場合にはフィリピンでは無効となる。(a) 当事者の一方もしくは双方が18歳以下である場合、(b) 重婚もしくは多重婚である場合（第35条4項）、(c) 身分登録簿や財産登記簿に前婚の取り消し・無効判決や無効宣言、両配偶者の財産分与および子の嫡出推定についての登録なく、後婚が挙行された場合（第35条6項、52条、53条）、(d) 婚姻締結当事者の同一性に関して錯誤があった場合（第35条6項）、(e) 当事者の一方が本質的な婚姻生活上の義務を果たすに際して精神

4) 家族法 Art. 21, par. 2.

的に能力を有していない場合(第36条), (f) 婚姻が近親婚である場合(第37条), もしくは (g) 婚姻が公序を理由として無効となる場合(38条)である。

上述の列挙事項に何が当たるかは, 婚姻締結当事者の能力に係っており, それ故に, 婚姻の実質的成立要件に係っている。当事者がどこにしようとも, フィリピン人間の婚姻の内在的有効性の問題は, 当事者の属人法, たとえばフィリピン人の本国法, により規律されているため, これらの要件は挙行地法主義の例外とは認められない。その代わりに, これらの要件は異なる法, すなわち本国法により規律される。明らかにこれらの要件は婚姻の外在的有効性に関連する問題ではないからである。

2. 婚姻の内在的有効性

婚姻の本質的な要件は, 能力もしくは「ある者の婚姻をする一般的な法的資格であり, たとえば, 年齢要件や親の同意要件により定義されるものであるが, ある個人が特定の個人ともしくは特定の階級の個人と婚姻することが, 許されるか否かに関わるものではない」⁵⁾。これらの内在的な要件は, 当事者の属人法により規律され, その属人法とは住所地法もしくは本国法のいずれかである。

各国の国内法は有効な婚姻の実質的成立要件を規定している。フィリピン法は, 両当事者の婚姻契約締結のための法的能力を要求しており, その結果, 両当事者は18歳以上でなければならず, 他のいかなる婚姻障りもないことが必要である。第2の要件は権限ある挙行官吏の面前での自由意思による同意である。

涉外的婚姻では, 婚姻の実質的有効性を規律する法は, その国が国籍原則によっているのであれば両当事者の本国法であり, 住所地法主義なので

5) Rabel, *The Conflict of Laws: A Comparative Study* (1958), at 263

あれば住所地法である。その者が、あらゆる契約、もしくは特定の契約を締結する能力を有しているか否かは、当事者の属人法によって決定される。それゆえに、ある国の法が一定の親等内での婚姻締結を禁じている場合には、この制限は両当事者に課されるのであり、ある者の無能力は両当事者に対して、その者が市民権もしくは住所を有している限り、影響を与え続けるのである。実のいとこ間の婚姻は、当初は近親婚であり無効であると考えられていたのであるが（民法81条）、現在では近親婚とはみなされないものの、公序の理由から依然として無効ではある。フィリピン法による実のいとこ間の婚姻の禁止はフィリピン人間に限定されているとされる。外国で、その国の法によれば実のいとこ間の婚姻が許されている国の者同士で挙行された婚姻は、本国法が能力を規律するという原則の下で、フィリピンでも有効とみなされなければならない。

フィリピンを含む一定の国においては、公序違反を援用しつつ、外国での婚姻の承認を認めないことにより婚姻を規制している。両当事者が国籍を有する国の公序に明らかに違反する婚姻はその承認を拒絶されうる。たとえば、一度の婚姻しか国民に認めていない国の法は、キリスト教に基づいた政策を反映している。学者の中には、しかしながら、外国での婚姻の存否が、法廷地の社会的慣習を冒瀆しない問題を含む事件において付随的に生じている先決問題でしかない場合には、この規則を適用しないことを主張する者がいる。たとえば税法、財産法および相続などがこの例に当たる。In Re Dalip Singh BIR's Estate 事件⁶⁾においては、インド出身の Dalip Singh が1945年にカリフォルニアのサン・ホアキン郡において、無遺言で死亡した。いずれもインドに居住する女性二人が、相続人であることの確認を求めて共同で申し立てをした。その申し立てにおいて、彼らは被相続人の死亡時に、適法に婚姻した妻であったと主張していた。彼らは、50年以上前に全員が住所を有していたパンジャブ

6) 188 P. 2nd 499 (1948)

で、Singh と問題の婚姻が合法で有効である共同体の法と方式に従って適法に婚姻したと主張した。事実審裁判所は、申立人は二人ともブリティッシュ・インディアのパンジャブ法によれば、被相続人の合法的配偶者であると考えられること、問題の婚姻のいずれもが被相続人の死に先立って取り消されてはいないこと、およびいずれの婚姻が最初に挙行されたものであるかを明らかにする証拠が提出されていないことを認めた。

カリフォルニア州法では、被相続人の最初の妻のみが彼の適法な寡婦とみなされる。申立人・控訴人は、被相続人の多重婚は、民法63条の下に有効と判断されるべきであると主張した。同条は、「本邦外で締結された婚姻はすべて、当該婚姻が締結された国の法により有効である場合には、本邦においても有効である」とする。多数の英国判例およびアメリカ判例を引用しつつ、裁判所は「妻たちに妻としての地位を認める場合、また、イギリス国民および外国人地位法の10条、もしくは相続、および子の嫡出子たる身分については」、多重婚が英国法において承認されうると判断した。ここから、Dalip とともに共同の家庭を築き、一つの家で子供たちを育てるという目的のために、裁判所が二人の女性を適法な妻として承認することを要求されたと推測することが可能であるが、この点を肯定する判断は、直接当該共同体の法的小よび道徳的基準を無視し、公序に影響を与えるものであった。

婚姻の有効性に関するハーグ条約は、締約国に以下の場合に婚姻の承認を拒絶することを認めている。すなわち (1) 配偶者の一方がすでに婚姻していた場合(ただし、婚姻が前婚の取り消しもしくは無効により後に有効となった場合を除く)、(2) 配偶者が血縁もしくは養子縁組により、直系親族であったかもしくは兄弟姉妹であった場合、(3) 配偶者の一方が婚姻に必要な最低年齢に達していなかったかもしくは必要な適用免除(dispensation)を受けていなかった場合、(4) 配偶者の一方が同意するのに十分な意思能力を有していなかった場合、もしくは(5) 配偶者の一方が

婚姻に自らの自由意思で同意していなかった場合である⁷⁾。

B．離婚

離婚には完全離婚と制限的な離婚とがある。完全離婚は法の作用による配偶者間の法的関係の終了である。それに対して相対離婚（relative divorce）や法的別居は、単にベッドと食卓からの別居のみを指し、婚姻関係の解消という結果はもたらさない。しかしながら、後者は、配偶者を同居の義務から解放することにより、婚姻関係の付随義務に変動をもたらすのは確かである。

同一国の国籍を有する男と女が婚姻し、そこに住所を有し、そこで離婚する場合には、彼らの離婚の法的効果の多くは同地の法により規律されるだろう。しかし、ここであげた要素のうち、一つでも他の国に関連を有している場合には、抵触法問題が生じる。第2の場合には、抵触法は命令の承認、夫婦財産分与、子供の親権の請求、被扶養配偶者および子供への扶養の分配および再婚の許容性に関する問題を規律することとなる。

多くの国は、離婚の管轄権を婚姻住所もしくは一方当事者の住所に基づいて行使する。これが合理的であるのは、離婚は、国家に関連する場合には、「その者がもっとも密接に関連を有している場所の法、すなわち、その者が住所と居所を有している場所の法」により規律されるべきであるということである⁸⁾。同様に、適正手続により、法廷地裁判所がその法により解消すべきか否かを決定する対象となっている関係と実質的な関連を有していることが要求される。

1．フィリピン人により獲得された離婚判決

フィリピン人が獲得した外国離婚が問題となった、最初の事件のうちの

7) ハーグ条約第2条

8) Goodrich (3rd ed.), Conflict of Laws, Chap. X, note 2, at 395-396.

一つが、TENCHAVEZ v. ESCAÑO⁹⁾である。27歳の Vicenta Escaño は、彼女の両親の知らないうちに、当時32歳であった Pastor Tenchavez と婚姻した。Escaño の両親はこの事実を知って大変怒り、娘に対して、Tenchavez がマニラの仕事に戻っている間に、アメリカに出立するよう促した。アメリカにいる間に、Escaño は極度の精神的虐待を理由として離婚の申し立てを行った。「終局的かつ完全な」離婚の命令が下された4年後、Escaño はネヴァダで Russell Leo Moran というアメリカ人と婚姻した。彼女はその再婚によりアメリカ市民権を得た。一方、Tenchavez は、フィリピン裁判所で、Escaño に対して法的別居と損害賠償を求める訴えを提起した。Escaño は Tenchavez との離婚が有効であることに加え、現在の夫との婚姻が有効であることをも主張した。下級審裁判所は、法的別居を命じなかったが、Tenchavez をその妻を扶養する義務から免除し、その結果上告がなされた。最高裁判所は Tenchavez と Escaño との有効な婚姻は、「妻が求め獲得した完全離婚命令にもかかわらず、フィリピン法上は以前存続しており解消されていない」と判示した。離婚命令が下されたときには Escaño はフィリピン市民であり、従ってフィリピン法に服していたのである。

1950年から施行されているフィリピンの民法は、婚姻の絆に関しては (*quo ad vinculo matrimonii*)、完全離婚を認めていない。フィリピン国民間に、外国で下された完全離婚の命令を承認したりそれに効力を与えたりすることは、裁判所にとっては、特に以下のように規定する民法17条3項の観点からすると、国家により宣言されている公序の明白な違反となる。すなわち同条は「人や人の行為もしくは財産に関して何らかの禁止を伴う法、およびその目的を公序良俗としている法が、法や判決もしくは決定や外国で合意された条約によって効力を失うことがあってはならない。」とする。

9) 15 SCRA 355 (1965.)

裁判所は、様々な判例を通じて、以下のような原則を打ち立てた。

- (1) 現民法（共和国法第386号）施行後に求められ下されたフィリピン人間での外国離婚は、フィリピンにおいては有効なものとして承認され得ない。また、外国離婚命令の後で、離婚配偶者により他の者となされた婚姻はフィリピンにおいては有効な婚姻とはならない。
- (2) 離婚した妻の再婚および正当な夫以外の者との同棲は、その夫にフィリピン法に従った法的別居の命令を受ける資格を与える。
- (3) 一方配偶者による遺棄及び無効な婚姻命令の保持により、他方当事者には損害賠償請求権が認められる。

この原則に従って、一連の事件について、フィリピン人により外国で獲得された離婚命令は、フィリピンにおいては承認され得ず、婚姻をせず同居している者の財産関係を規律する法は、適用されないと裁判所は判断してきている¹⁰⁾。ある男性は、自身がネヴァダ裁判所から得た離婚命令が承認されなかったために、今でも適法に婚姻した女性と婚姻しているとみなされた。その結果、彼と彼のパートナーは、彼らの関係が持続している間に得た財産を共有してはいない。その代わりに、財産のうち少なくとも2分の1が、この婚姻している男性の法的な妻との婚姻財産に属することになる。

数十年後、裁判所は、フィリピン人と外国人との婚姻に関する事件において、国籍原則を適用する機会を得た。香港で婚姻し、後にアメリカで離婚したフィリピン人女性とアメリカ人との財産関係に関するこの事件¹¹⁾において、裁判所での争点となったのは、アメリカ人夫がフィリピンでの財産に対する請求権を有しているか否かであった。申立人は、請求原因はネヴァダ裁判所での離婚手続において下された、先行判決により、認められないものであるとして請求の棄却を申し立てた。その判決においては、被申立人と申立人とはなんらの「共有財産」をも有していないとされていた。

10) Manila Surety v. Teodoro, 20 SCRA 463 (1967).

11) Van Dorn v. Romillo, Jr., 139 SCRA 139 (1985).

裁判所は、明白に、「ネヴァダ離婚の有効性に関しては、アメリカ合衆国のいかなる州においても問題とはなり得ない。命令はアメリカ国民としての私人である被申立人を拘束している。民法15条に規定されている国籍原則により、フィリピン国民のみが完全離婚を認めない政策、すなわち完全離婚が公序良俗の概念に反すると考えられる政策の対象とされているのである。しかしながら外国人は、外国離婚を獲得することは許されており、またその離婚はフィリピンで承認可能でもある。ただし、その離婚が外国人の本国法に従って有効である場合に限られる」との判断を下した。本件においては、ネヴァダ離婚は私人たる被申立人をアメリカ法の基準、すなわち離婚は婚姻を解消するという基準に基づいて、婚姻から解放しており、それ故に被申立人は、本件においては、婚姻財産に対して支配を及ぼす資格を有する申立人の夫として、請求を提起することはできない、と裁判所は結論づけたのである。

PILAPIL v. IBAY-SOMERA¹²⁾は、他方、離婚したフィリピン人とドイツ人との人的関係に焦点を合わせた。婚姻期間中に一人の子供が生まれたが、婚姻関係が不和となり事実上の別居状態となった。1986年に、ドイツの地方裁判所が、両配偶者の婚姻の破綻という理由に基づき、離婚命令を下した。その後、ドイツ人がフィリピン裁判所において、婚姻期間中での妻の姦通を主張して二つの請求を提起した。裁判所は本件のような性質の事件では、「被告に対する原告としての地位は、請求が提起された時点でのそれとされなければならない。それ故、姦通訴訟を提起する者は侵害された配偶者でなければならない、このことはその者が被告配偶者と、訴えの提起時点でまだ婚姻していることを意味している。」と、ドイツ人に対して不利な判断を下した。

また、裁判所は、当事者の国籍に照らして、外国離婚とその法的効力が、外国人が関与している限りにおいて、承認されると判断した。ここで注意

12) 174 SCRA 653 (1989).

すべきなのは、裁判所が外国離婚の承認を外国人に限定しており、フィリピン人についてその効力を承認するか否かについて、何ら明白な言及もしていないことである。家族法26条は、外国人配偶者が有効な離婚を得、再婚を許された場合には、フィリピン人配偶者は再婚の資格を有していると明白に規定して、このギャップを埋めている。この規定は、外国人が、もうあるフィリピン人と結婚していないにもかかわらず、そのフィリピン人は、法的には、当該外国人と結婚しているとみなされる、という異常な状況を避けるのに、非常に重要なものである。

2. 外国人間の外国離婚の効力

フィリピン裁判所に、フィリピン人以外の者の間での外国離婚命令を承認するよう要求する法律規定はないが、このような命令は、国際礼讓の原則の下で、フィリピンが強く支持する政策に違反しない限りにおいて、承認されるだろう。従って、離婚とその後の再婚の資格を得る権利は、当事者の属人法（本国法もしくは住所地法）により命ぜられる。離婚原因は、しかし、申し立てが提起された法廷地法により決定されるだろう。

興味深いことに、最近の判例には、離婚する資格について、配偶者が新しい国籍を獲得したことの効果に注目する流れがある。このような判例の一つが *QUITA V. COURT OF APPEALS*¹³⁾ である。両者ともフィリピン人である、*Fe Quita* と *Arturo Padlan* の二人は、1941年にフィリピンで婚姻した。*Fe* は、その後、アメリカ合衆国カリフォルニア州で離婚命令を得、さらに合衆国で2回婚姻した。*Arturo* は1972年に無遺言のまま死亡した。*Blandina Dandan* は彼の生存配偶者であると主張し、*Fe* と *Arturo* との間の離婚を証明する証拠を提出した。裁判所は、本国法に従って有効である、外国で獲得された離婚判決の有効性を承認した、*Van Dorn* 事件における

13) 300 SCRA 406 (1998)

判断を引用した。最高裁判所は、この事件を事実審に差し戻し、市民権獲得と離婚のどちらが先であったかを確認するよう求めた。もしも Fe が Arturo が 2 回目の婚姻をなしたときにまだフィリピン人であったなら、Arturo の 2 回目の婚姻は無効であり、Fe はまだ生存配偶者であるとみなされる。もし Fe の帰化が離婚の前であるなら、離婚は彼女の Arturo との婚姻を解消している。

この状況の不公平さは明白である。率直に言って、当該離婚が有効でないという知識で武装しつつ、外国離婚を勝ち得た本人である Fe が、未だフィリピン人であることを理由として Arturo の相続人として利益を得、相続することができるというのは正しいことではない。

裁判所はこの判断を LLORENTE v. COURT OF APPEALS¹⁴⁾において繰り返した。裁判所は「故 Lorenzo N. Llorente はかなり以前にアメリカ人になっており、(1) 彼の Paula との離婚時、(2) Alicia との婚姻時、(3) 遺言の作成時および (4) 死亡時にはその事実は十分に確立しており認められ、かつ議論の余地がないところである。これらの出来事から生じる議論は必然的に外国法によって規律される。」と判示した。したがって、Llorente が彼の最初の妻 Paula から得た離婚は有効であり、礼譲によってフィリピンにおいて認められたのである。

Quita 事件および Llorente 事件以前は、婚姻時の国籍と離婚時の国籍との間での明確な区別をする、立法上の規則や判例法は存在していなかった。上述した家族法26条は、婚姻時に、一方当事者がフィリピン人で、他方が外国人である場合のみ適用される。その婚姻が結果として離婚に終わったばあいには、フィリピンで離婚したものと承認される。近時、最高裁によって判断がなされたこの二つの事件まで、国籍に変更があった場合、有

14) 345 SCRA 592 (2000). この事件では、婚姻したときには双方ともフィリピン人である Paula と Lorenzo Llorente であったが、数年後に Lorenzo がアメリカ市民権を取得した。Lorenzo は妻の不貞を知ったときにカリフォルニアで離婚の訴訟を提起した。離婚判決は確定し、その後 Lorenzo はフィリピンに帰国し Alicia と婚姻した。裁判所での争点は、二人の女性のうちいずれが彼の法律上の妻であるかというものであった。

効な離婚をし、その効力をフィリピンで承認してもらう権利を有するか否かを決定する国籍が、婚姻時のものではなく離婚時のものであることを、明確に確立する判例はなかったのである。

C．法的別居，取消および無効

フィリピンにおいては，離婚とは異なる，夫婦の絆を分断しない法的別居しか存在していない。しかしながら，この法的別居は，配偶者を同居の義務から免除することにより，婚姻関係の付随義務を根本的に変更する。法的別居は，必ずしも夫婦の経済上の権利や義務に影響を与えるものではない。なぜならば，裁判所は，一方配偶者に他方配偶者や彼らの間の子供を扶養するよう命ずることができるからである。このため，裁判所が対象となる被告配偶者と財産について対人管轄を有していることが必須である¹⁵⁾。

フィリピン人は，破綻した婚姻にどのように対処しているのだろうか。離婚により愛のなくなった婚姻から抜け出す道はないので，数多くのフィリピン人は，婚姻時における配偶者の本質的な婚姻義務についての精神的無能力¹⁶⁾を理由とする取消の申し立てをする。これは単調で長く，かつお金のかかる法的手続きである。なぜならば，この手続きには，配偶者の無能力を立証するための精神鑑定を行う精神科医の介入が必要だからである。婚姻に先立つものすら含め，当事者の行為から，この精神的無能力が甚大で，治癒不可能で，かつ婚姻が挙行された時点で存在していたことが示されなければならない。精神的無能力の根本原因は (a) 医学上もしくは臨床上確認されなければならない，(b) 申し立てにおいて主張されていなければならない，(c) 専門家により十分に証明されていなければならない，(d) 判決に

15) 家族法 Art. 63.

16) 家族法 Art. 36.

婚姻の挙行時に，婚姻に関する本質的な夫婦の義務を果たすことが出来ないほどに精神的に無能力である者によってなされた婚姻は，婚姻挙行後になって初めてその無能力が明らかになった場合であっても無効とされる。

において明白に説明されていなければならない¹⁷⁾。

フィリピン人の Lolita Quinter-Hamano と日本人の Toshio Hamano との間の婚姻取消の申し立て事件においては、控訴審は申し立てを認め、Toshio が精神的無能力であると判じた。法務次官 (Solicitor General) による上告を受けて、最高裁は Molina 事件と Santos 事件の要件は、夫が日本人であるという渉外的な婚姻が問題となっている本件においても適用されるとした。精神的無能力の証明について、裁判所は、外国人配偶者とフィリピン人配偶者との間で、何ら区別をしなかった。「配偶者の外国籍は、精神的無能力であると主張されている配偶者が、たまたま外国人であったということを理由として、規則の寛大な適用を要求する要素とはならない。精神的無能力を決定するための医学上および臨床上のルールは、一般人の行動の研究を基礎として形成されたものである。」¹⁸⁾従って、精神的無能力を決定するのに利用される規範は、国籍を問わず、いかなる人にも適用されるべきである。

婚姻は、婚姻挙行時に瑕疵があった場合に取り消されうる。以下の婚姻が取消し可能なものである¹⁹⁾。

1. 親の同意のない18歳以上21歳以下の者との婚姻
2. 一方当事者が精神異常である場合
3. 一方当事者の合意が詐欺、強迫、威嚇もしくは不当な影響を受けてなされたものである場合
4. 一方当事者が婚姻の完遂について精神的無能力であり、かつその無能力が治癒不可能である場合
5. 一方当事者が重篤かつ治癒不可能な性的伝染病に罹患している場合

これらの事由と離婚との大きな違いは、これらの事由がいつの時点で存在していたかという点にある。婚姻を破綻させる事由が婚姻の挙行後に生

17) Santos v. Bedia Santos, 240 SCRA 20 (1995), Republic v. Molina, 268 SCRA 198 (1997)

18) Republic v. Lolita Hamano, GR 149498 (May 20, 1994).

19) 家族法 Art. 45.

じた場合には、無効もしくは取消を求めることができない。

D．裁判所の手続き

検察官は婚姻の取消、無効宣言および法的別居事件に、出廷し、その出廷は必要不可欠である。有効な婚姻の完全無効および取消し可能な婚姻の取消しの宣言に関する法8条3項は、「何らの答弁もなされないか、答弁において何らの争点も提示されていない場合には、裁判所は検察官に当事者間での共謀の有無を調査するよう命じなければならない。」とする。

同法9条に基づき、検察官は、裁判所に当事者の共謀の可能性に関する報告書を、裁判所の命令が下されてから、1ヶ月以内に提出しなければならない。検察官は共謀の存在を発見した場合には、その事実につき報告をしなければならず、聴聞の後で、裁判所が当事者が実際に共謀していると確信した場合には、申し立てを却下しなければならない。さらに、検察官は、共謀の事実がなくても責任から免れることはない。なぜなら、裁判所は、検察官が国家のために出廷しなければならない公判前手続きを開始するからである。

これらの手続き法は、家族法での実体規範から読み取れる。同法によると

「48条 婚姻の取り消しあるいは完全無効の宣言においては、裁判所は、検察官（prosecuting attorney）もしくはそれに特別に任命された検察官（fiscal）に、国の代理人として、当事者間の共謀を防ぐための手段を講じ、証拠が偽造されたり隠されたりしないように、出廷することを命じなければならない。

前段に規定された場合には、事実についての訴訟上の合意や判決の事前承諾に基づいて判決を下してはならない。

60条 法的別居の命令は、事実についての訴訟上の合意や判決の事前承諾に基づいて下されてはならない。

いかなる場合においても、裁判所は検察官（prosecuting attorney）もしくはそれに特別に任命された検察官（fiscal）当事者間の共謀を

防ぐための手段を講じ、証拠が偽造されたり隠されたりしないようにすることを命じなければならない。」

Brown v. Yambao²⁰⁾においては、妻が時効の抗弁を提出しなかったにもかかわらず、裁判所は検察官にそれを主張することを認め、法的別居の手続が、完全に正当であるか否かを示す、関連する事柄のすべてを主張することも認めた。

裁判所は、子の監護のために、いかなる民事事件においても子の一時的な監護を命ずることができる。また、すべての扶養を求める民事事件において、給料からの天引きや、夫婦の家あるいは他の夫婦財産の利用を含め、訴訟係属中でも扶養の命令を下すことが許されている。REYES v. INES-LUCIANO²¹⁾においては、Celia Reyes に対して、彼女の夫 Manuel が、「げんこつで床に殴り倒し、頭を踏みつけ、さらにセメントの床に頭をがんがん打ち付け、13段の階段から投げ落とし」彼女の気を失わせたことを理由として法的別居を申し立てた。裁判所は彼女に、訴訟係属中、それも本案審理に入る前に扶養料の支払いを認めた。さらに、家族法49条は、訴訟係属中で、かつ配偶者間での書面による合意に何らの適切な条項もない場合には、裁判所は子供に監護および扶養を認めなければならないと規定している。上述の子供の道徳的および実質的な福祉、および彼らが自分と一緒に残ってほしいと望む親の選択には「最も重要な配慮」がなされる。

家族法61条は、配偶者に法的別居の申し立て以降、別れて住む権利を認めている。法的別居の訴えは、「申立人、二人の間の子供、もしくは申立人の子供に対して、直接向けられた複数回の肉体的暴力もしくは著しい虐待行為」あるいは一方配偶者の殺人の未遂によっても根拠づけられ得る²²⁾。この点について、共和国法第8369号7条が、特別な暫定的措置を規定している。同居している肉親間での暴力の場合には、家庭裁判所は、原告もし

20) 102 Phil 168 (1957)

21) 88 SCRA 803 (1978)

22) 家族法 Art 55 (9) and (9).

くは被害者による申し立てに基づいて、虐待から救うために、被告もしくは被告人に対して差し止め命令を出すことが可能である。

E．ADR のテクニック

ADR は、迅速かつ公明正大な正義、および de-clog court docket を獲得するための重要な手段である。国は ADR の利用手続を、効率的なツールであり、適切な事件の解決についての代替的な手続であるとして、規定する。ADR システムは「裁判長や政府の官吏の裁定による以外の、紛争を解決するために利用されるすべての手続であり、中立的な第三者が争点の解決の助けをするために関与するものであって、仲裁、メディエーション、コンシリエーション、初期の中立的な評価、ミニ・トライアルもしくはこれらの混在する手続」をいう²³⁾。

家族法は法的別居の申し立ておよび第 1 回の審理前に 6 ヶ月の期間を要求している²⁴⁾。裁判所は、配偶者の和解（reconciliation）に向けた手続をとることなく、あるいはその努力にもかかわらず、和解がほぼ不可能であることを完全に確信することなく、命令を下すことができない²⁵⁾。

家族関係が国家によって厳密に保護され、法が家族の中での平和と調和を維持する措置を規定しているとしても、それは超法規的な無効という形で簡単な手段を拒絶し、家族の崩壊を防ごうとして確立された保護措置を回避する。配偶者間の「両者とも自由に友人を得、いかなる者による介入もなく夫および妻として生活し、いずれもが不貞行為や愛人もしくは他の犯罪あるいは別居から生じる訴訟について他方を訴えることができない」とする合意は、違法である²⁶⁾。婚姻を基本的な社会の制度として保護することに關する国家利益のさらなる証拠として、法は、訴訟上の合意や判決

23) RA 9285 (2004).

24) 家族法 Art. 58.

25) 家族法 Art. 60.

26) In Re Santiago, 70 Phil 66 (1940)

の事前承諾に基づく命令を下すことを禁止している。しかしながら、OCAMPO v. FLORENCIO 事件²⁷⁾においては、裁判所は、被告が事件において有責もしくは不履行を認める言及をなしたとしても、このことは請求の原因を排除するものではないと明確に述べた。このような言及とは無関係の不倫の証拠があったために、命令を下すことができたのである。判決の事前承諾はなかったため、妻の自白にのみ依拠したか、もしくはそれを主たる根拠として命令が下されたわけではない。

民法2035条は、以下の問題については、和解は無効となる旨規定する。すなわち、人の民事的身分、婚姻の有効性もしくは法的別居、法的別居についてのすべての原因、将来の扶養、裁判所の管轄権、および将来の嫡出性 (legitimate) である。これらの例外に含まれていない場合には、和解は基本的には可能であり、民法222条に従ってなされるのが望ましい。バラングай仲介・裁定委員会 (Katarungang Pambarangay) により、バラングай (共同体, Barangay) レベルでは、同じ家族の構成員間での和解に到達するように十分な努力がなされなければならない。ここでは、バラングай長 (共同体の長, Punong Barangay) が好ましい紛争の解決を図るために当事者を集める法的権限を有している。しかしながら、これは、係属中の扶養のように暫定的な措置と請求が連結している場合には、なされ得ない。このような場合には、請求は直接裁判所に提起されなければならない。

事件が最終的に裁判所に提起されたときには、裁判官は、当事者を和解させるために最大限の努力をすることとなる。法的別居の場合には、法により事件が正式に審理される前に、6ヶ月間のクーリング・オフ期間がもうけられている。これが失敗に終わるか不可能であった場合には、事実審理前手続の期間中に、裁判所は和解もしくは紛争解決の代替手段の提起の可能性を考慮しなければならない。2002年の、有効な婚姻の完全無効およ

27) 107 Phil. 35 (1960)

び取消し可能な婚姻の取消の宣言に関する法14条では、正式事実審理前協議において、裁判官は、事件を調停人にゆだねたり、自ら調停することができる旨規定されている。調停もしくは事実審理前手続の期間中に、当事者がなして署名した和解合意は、裁判所の許可を得て、それ以降即座に執行可能となる。調停が無益なものとなったか、もしくは不成功に終わった場合には、裁判所は正式事実審理前協議へとすすみ、その時点で裁判所は専門家の証言を入手することを考慮することとなる。

調停は、正義の追求の遅滞や公正へのアクセスに対する制限が解決される唯一の確かな方策である。最高裁判所のみが取扱件数を更新している。他のすべての裁判所は増加する未解決事件という重荷を負わされている。この点に関して、最高裁は、行動計画、すなわち国民による司法制度への否定的な認識をただすための「司法制度改善のための青写真」を展開してきている²⁸⁾。

「2004年 ADR 法」²⁹⁾として知られている RA 9285は、「積極的に紛争の解決における当事者自治もしくは自らの紛争を解決する合意を自ら形成する当事者の自由を促進するため」制定された。しかしながら、同法6条は同法適用の例外について規定する。同法は以下の事項の解決もしくは和解には適用されてはならない。すなわち (a) フィリピン労働法の対象となる

28) さらに重要なのは、最高裁判所が決議 A. M. No. 01-10-5-SC-PHILJA を出したことである。同決議は、以下の事項について規定している。1. フィリピン調停センターを設立する行政命令、2. 調停手続の解釈に関するガイドラインの第2版、3. 調停人の倫理基準規範、4. 裁判所の関連する調停事件に関する調停人の信任手続及びその基準、5. 調停人と監督者 (Supervisor) についての補償のガイドライン。

裁判記録の除去については、最高裁判所は、行政文書 (Administrative Circular) 20 2002号を出し、すべての事実審の裁判長および裁判所の支部官吏に対して、彼らの記録に載っている調停に付され得る事件の目録を月ごとに作成するよう指示している。2001年10月16日付けの裁判所ガイドライン第2版によると、調停に付される可能性のある事件には、民事事件、遺産の清算および略束手続規則の対象とされる事件のすべてが含まれるが、法律上和解が許されていないものおよび改正刑法14章に規定されている準犯罪 (quasi-offenses) の民事上の争いについては除外されている。

29) 2004年4月に成立した。

労働争議, (b) 人の民事的身分, (c) 婚姻の有効性, (d) 法的別居の原因, (e) 裁判所の管轄権, (f) 将来の嫡出性 (legitime), (g) 刑事責任および (h) 法により和解のできないものとされている事項, である。

調停は「紛争当事者により選択された調停人が, 意思伝達および交渉を促進し, 当事者が紛争に関する自発的な合意に到達するよう彼らを手助けする, 任意の手続を意味する。」調停は, 拘禁や拘留に関する事件および差し止め命令や仮差し止め命令のような事件においては, 認められない。

裁判外の調停は, 人の身分が争点となっている, 婚姻の取消, 無効宣言および法的別居の事件においては, 公的裁判システムの代替物とはなり得ないと考えられていることを強調すべきである。婚姻契約は公的利益を含んでおり, 国家によって保護され, それ故に当事者間の合意になじまないのである。たとえば, 子の扶養や監護のようなこれ以外の場合には, 超法規的措置が, より資源の節約となる措置であるため, もっとも賞賛される措置である。裁判所は, 当事者の合意が子供の最良の利益でない場合や, 7歳以下の子は, やむにやまれぬ事情がなければその子の母親から引き離されるべきではない, とする家族法に則っていない場合を除き, 通常, 当事者の合意を尊重する³⁰⁾。

裁判所のみが, 婚姻の無効や配偶者間の法的別居を宣言することができるとしても, 扶養, 看護もしくは財産分与のような付随事項は当事者による合意が可能である。判例において, 6ヶ月の期間は義務であるが, 係属中の監護や扶養に関しては裁判所の裁量の範囲内での行使が許される。この期間は, また, 当該期間経過以前での, 夫の管理下にある妻の単独所有財産の返還についての仮処分命令の申し立てを妨げるものでもない。

実のところ, ADR が許されるべきではないという一例は, 暴力行為が関係している場合である。さもなければ親密な関係もしくは親子関係において行使された暴力は, 当事者の交渉が許される問題であるという印象を

30) 家族法 Art. 212.

与えかねない。同じく、和解にむけて最大限の努力をしなければならないという義務も、圧政的な配偶者、もしくは親を、彼らの暴力的な行為という悪行の存在を疑う方向へと導いてしまう可能性がある。この問題を緊急の課題としている共和国法9262号が、「2004年女性および子供に対する反暴力法（反VAWC法）」³¹⁾として知られる法である。その主たる目的は、「家族および家族の構成員、特に女性および子供を、暴力や彼らの安全に対する脅威から保護すること」³²⁾にある。

共和国法9262号は、明確に、暴力の存在が主張されている法的別居の場合においては、家族法58条が適用されないと規定している。その代わりに、裁判所は、本案とその付随事項の審理を可及的速やかに進めなければならない³³⁾。ここでの暴力の定義は、実際の肉体的な暴力を含むだけでなく、反VAWC法により定義される、精神のおよび感情的な暴力をも包含するものである。この故に、裁判所の審理前6ヶ月間のクーリング・オフ期間もしくは和解を待つ必要はないのである。

ADRは司法の停滞を解決する一つの具体的な方法であるにもかかわらず、「暴力の循環」に巻き込まれている配偶者の和解は、その家族の関係への逆効果である。上述したように、家族における暴力の使用は、被害者に暴力をふるう配偶者、もしくは親の側の、本質的に異なる個人間の支配力を反映するものである。支配力の決定因子は優勢、意思決定および財産の相対的なレベルであり、その結果として、強者が弱者につけこむときに虐待が生じるのである³⁴⁾。必要な精神カウンセリングや法的抑制なく、加害者が厳粛かつおびたしい数の謝罪をなすということが、この支配関係におけるバランスを打ち砕くのに十分であろうと信ずるのは誤っている。

婚姻と家族とを制度として保護すること、および効率的に司法を機能さ

31) Declaration of Policy

32) Rep. Act No. 9262 (2004), sec. 2.

33) Rep. Act No. 9262 (2004), sec. 19.

34) Frieze and Browne, Violence in Marriage. FAMILY VIOLENCE, L. Ohlin and M. Tonry, ed. (1993).

せること、という何にも勝る価値は、家族を構成する個人の人権を尊重し、保護する国家の義務と衝突するかもしれない。裁判官、廷吏および他の司法制度への参加者の養成は、緊急の課題である。なぜなら、「家族を守ろう」というモットーは、フィリピンのように、主としてカトリックおよび総大司教社会においては、気持ちに大ききのしかかり、家族内の弱い構成員を守ろうとする様々な立法や規則に散在する例外を、著しく減少させるからである。

あ と が き

本稿は、科研費による共同研究「多様化し複雑化する国際家族紛争に対応する国際家事手続法制の整備に関する調査研究」(基盤研究A)の一環として、2006年10月26日に立命館大学において開催された研究会において、フィリピン大学法学部教授 Elizabeth Aguilin-Pangalangan 教授にご報告を頂いた原稿を翻訳したものである。パンガランガン教授の研究会への参加については、植松真生香川大学法学部准教授のご尽力をいただき、当日の通訳及び翻訳については長田真里大阪大学法学部准教授にご担当をいただいた。離婚禁止国として知られるフィリピンの涉外婚姻手続法の実際についての詳しい報告に基づいて、研究会でも活発な議論がなされた(渡辺惺之記)。